

議事日程 (第3号)

平成18年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第62号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第63号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 3 第64号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 4 第65号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 5 第66号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 6 第67号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第68号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
(日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第72号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第 9 第73号議案 中間市道路線の変更について
(日程第8～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第74号議案 中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について
(日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 6 号
(日程第11 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 進行性化骨筋炎の難病指定を求める意見書
第 1 3 号
- 日程第13 意見書案 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書
第 1 5 号
(日程第12～日程第13 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 庶民大増税の中止を求める意見書
第 1 4 号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第15 意見書案 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書
第16号

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 第24号議案 中間市政治倫理条例

(平成16年)

(日程第16 継続審査)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 古野 嘉久君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 井上 太一君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 杉原 茂雄君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	助役 ……………	山崎 義弘君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民経済部長 ……	萩原 一秋君	保健福祉部長 ……	田中 茂徳君
建設部長 ……………	行徳 幸弘君	教育部長 ……………	左京 邦彦君
上下水道局長 ……	小南 哲雄君	市立病院事務長 ……	貞末 伸作君
消防長 ……………	長谷川邦彦君	総務部参事 ……………	前原 光博君

秘書課長	……………	田中 久光君	経営企画課長	……………	白尾 啓介君
財政課長	……………	牧野 修二君	総務課長	……………	中野 諭君
介護保険課長	……………	成富 隆俊君	健康増進課長	……………	中尾三千雄君
管理課長	……………	栢野 広行君	下水道課長	……………	佐藤 満洋君
学校教育課長	……………	深見 卓矢君	生涯学習課長	……………	津田 正人君
生涯学習センター館長	……………				鳥井 政昭君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第62号議案

日程第2. 第63号議案

日程第3. 第64号議案

日程第4. 第65号議案

日程第5. 第66号議案

日程第6. 第67号議案

○議長（井上 太一君） これより日程第1、第62号議案から日程第6、第67号議案までの平成18年度各会計補正予算6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第62号議案のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、前年度の補助金等の確定に伴う精算及び本年度の各種事業の見直しによる調整が主なもので、補正の総額は5,200万円の増額で、一般会計の総額を167億9,500万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、国庫支出金及び県支出金を合わせて1,420万円が増額されるとともに、平成17年度の特別会計への繰出金の精算として、老人保健特別会計から8,560万円が返還金として計上されております。

次に、歳出の主なものは、平成18年度の各特別会計に対する一般会計からの繰出金において、国民健康保険、介護保険特別会計及び公共下水道特別会計への繰出金の調整を行い、合わせて6,510万円が減額されております。

次に、消防費では、消防団の災害出動に伴う報酬として100万円が増額されております。

最後に、教育費では、道路新設予定地において発見された遺跡の発掘調査の経費として150万円が計上されております。また、市内小中学校の施設の補修費用として150万円が増額されております。

最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろし

くご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております一般会計補正予算（第4号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）、老人保健特別会計補正予算（第2号）、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入補正予算の主なものは、民生費国庫補助金のうち障害者地域生活支援事業費負担金600万円の増額や、民生費県補助金のうち重度心身障害者医療費補助金900万円の増額、また、精神障害者社会復帰施設運営費補助金1,000万円の減額が主なものであります。

次に、歳出補正予算の主なものは、民生費の社会福祉総務費では、特別会計国民健康保険事業繰出金100万円、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金200万円の減額や扶助費では緊急通報体制等整備事業に300万円が計上され、これは緊急通報システム機器36台分を新たに設置するための費用で、現在まで既に450台が設置されております、また母子家庭等医療費では、受診者の増加に伴い医療費が増大しておりますことから扶助費の母子家庭医療費に500万円計上しております。

さらには重度心身障害者医療費のうち扶助費として、障害者自立支援法が施行されましたことから、重度心身障害者医療費に1,900万円増額しています。衛生費では、インフルエンザの予防を希望する市民の増加により予防接種委託料に400万円が主なものです。

委員より、乳幼児のインフルエンザやRSウイルス予防のための予防接種を全国的に見て補助している市町村もあり、本市の方も助成を検討する必要があるのではないかと要望もあっております。

次に、国民健康保険事業補正予算につきまして歳出の主なものは、保険給付費としては、医療費の増嵩により1億800万円、介護納付金600万円がそれぞれ増額補正され、また、老人保健拠出金では2,900万円が減額補正されております。

歳入では、療養給付費交付金1億600万円を増額し、国庫支出金1,000万円、諸収入900万円がそれぞれ減額されております。

以上により歳入歳出とも8,700万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ62億2,000万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきまして歳出の主なものは、総務費として償還金8,500万円計上しており、また、歳入では繰越金8,500万円を増額されております。

以上により歳入歳出とも8,500万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ

65億400万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、まず保険事業勘定の歳出の主なものは、総務費として、介護認定申請件数が増加しましたことから、介護認定審査会の審査手数料に100万円増額されております。また、地域支援事業費における介護予防事業の特定高齢者及び一般高齢者施策に要する委託料に1,400万円が減額されております。

歳入では、支払基金交付金500万円、一般会計からの繰入金200万円がそれぞれ減額されております。

以上により保険事業勘定と介護サービス事業勘定合わせて歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ32億600万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、全議案とも全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第62号議案、第64号議案及び第65号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出では、総務費の交通安全費では、交通災害から市民を守るガードレール等を設置するための費用が計上されております。土木費では、今年の台風13号で被害を受けた市内街路樹の倒木撤去や道路の清掃等の費用が計上されております。

次に、地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、曙下水処理場の受電設備の配線及び部品の老朽化により交換するための費用が300万円計上されております。

歳入歳出それぞれ300万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,829万円とするものです。

最後に、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入では、下水道受益者負担金1,200万円を増額し、下水道使用料1,700万円を増額しております。また歳出では、供用開始区域の拡大に伴う人口の増加により流域下水道処理負担金を2,300万円増額しております。

歳入歳出それぞれ3,022万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,174万円とするものであります。

以上、3議案につきまして審査の後、採決をいたしましたところ、一般会計補正予算、地域下水道事業特別会計補正予算につきましては全員の賛成で、公共下水道事業特別会計補正予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜わりますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

提案されている予算の中に同和事業水洗便所及び排水設備改造補助金90万円が含まれています。これは、同和関係の法律がなくなったことによって、既に存在しないはずの同和地区の住民が自宅のトイレの水洗化に伴う費用の一部を公費で補助するものであります。

この制度は、補助金申請をした世帯の前年度所得が生活保護基準の1.5倍以下の場合には30万円までの補助金が支給され、保護基準の1.5倍以上の場合で9万円まで補助金を支給するものです。30万円の補助金については、県と市がそれぞれに2分の1を負担します。9万円の場合は中間市単独の助成となっています。

トイレ水洗化のために特別扱いの補助金を支給している自治体は、福岡県内で中間市を含め9つの自治体です。長年続いてきた特別扱いの同和行政について、市民の皆さんはもういい加減にしてもらいたいと思いつつも、黙って行政の動きを見ているときに、市長は私の一般質問の回答でも、よそで起こったと言われる差別事象を取り上げて同和行政継続の理由にしました。よそであったと言われる差別事象を取り上げて同和行政継続の理由にするなどは全くの論外であります。

同和行政の終結宣言を行った自治体は全国に数多くありますが、要は、我が町でどうなのかということです。市長の言い分は通用しません。いろいろと理屈をつけて、いつまでも特別扱いの同和行政を継続することは、苦しい中から多額の税金を納め、よりよいまちづくりをと願う市民を冒瀆するものです。

同和関係法が制定されて失効するまでの33年間に、地域改善対策協議会が幾たびか意見具申あるいは指針などを出して、同和行政のあり方について注意を喚起しています。そこで必ず取り上げられていたのが行政の主体性の欠如という問題です。

本来なら、法の失効とともに過去の出来事となっていたはずのものが、同和事業を継続

している中間市の実態にそのまま当てはまることなので、改めてここで紹介したいと思います。

昭和61年12月11日に出された地域改善対策協議会の意見具申は、行政の主体性の欠如について次のように述べています。

今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生むさまざまな新しい要因が存在している。新しい要因の第一は、行政の主体性の欠如である。現在、国及び地方公共団体は民間運動団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営を行うという傾向が一部に見られる。このような行政機関としての主体性の欠如が、公平の観点から見て一部に合理性が疑われるような施策を実施してきた背景となってきた。また、周辺地域との一体性や一般対策との均衡を欠いた事業の実施は、新たにねたみ意識を各地で表面化させている。このような行政機関の姿勢は国民の強い批判と不信感を招来している。

続いて意見具申は、行政機関の基本姿勢として、常に主体性を保持し、毅然として運動団体との関係を見直すことを述べた後、地域改善対策といえども、結局は国民の租税負担によって賄われることを考えれば、地域改善対策を著しく優遇して一般対策と不均衡を生ずるようでは、容易に国民的合意は得がたく、社会的公平を確保するゆえんでもないからである。とこのように述べています。それがそのまま当てはまる状態が続いていることは、誠に残念なことであります。

家の前まで下水道管が来ている、水洗にしたい、このように思いながらも、工事にかかる費用を考えたためらっている所得の低い高齢者世帯の方々から見て、一部の人たちに対するこの特別扱いはどう思われるのでしょうか。ねたみ意識は差別につながる、ねたむなど言えるのでしょうか。

同和問題は人権問題だ、啓蒙・啓発だと、いかに熱心に取り組んでも、運動団体の顔色をうかがって特別扱いを続け、逆差別だと市民が受け取っている状況が続く限り、同和問題の解決は困難です。差別を温存し同和問題の解決を妨げているのは行政の主体性の欠如であり、行政執行機関の責任、中でも市長の責任の重大さを認識していただきたいと思えます。

水洗化のための補助金を出すのであれば、市民全体を対象に所得に応じて出すべきで、それが無理なら直ちに事業を中止することを強く求めて討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。これより、第62号議案から第67号議案までの平成18年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第62号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第4号）を採決

いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第67号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第68号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第7、第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。

上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の改正は、第4次総合計画の実施体制の整備と行財政集中改革プランに掲げられている行政のさらなる効率化を図るため、平成19年4月1日付で機構改革を行うことに伴い提案されたものです。

改正の主な内容としては、まず、総務部においては、秘書課と総務課を統合し「総務課」とすること。

次に、市民経済部では、部名を「市民部」と改称し、商工業・農業などの経済行政を建設部に移管するとともに、人権推進課を「人権男女共同参画課」と改称し、従来の業務とあわせて男女共同参画に関する事務を所管すること。

次に、保健福祉部では、市民との協働のまちづくりの所管課である地域福祉課を「市民協働課」と改称し、協働のまちづくりと関連性の高い地域防犯と交通安全の業務を所管すること。

最後に、建設部では、経済振興課が所管している産業振興に関する事務を移管して、部名を「建設産業部」と改称し、農業土木などの建設行政と関連性の高い業務を一体的に所管するとともに、五楽北部工業団地造成計画への対応や、機構全体のバランスを考慮して経済振興課を「産業振興課」と改称し建設部に移管すること。

以上が今回の機構改革の概要となっております、この改編によりまして、現行の機構と比較して2課のスリム化が図られ、市長部局の機構を「4部20課」の体制とするものとなっております。

最後に採決いたしましたところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例案に対して反対討論をさせていただきます。

この議案は、来年平成19年4月1日からの機構改革を意味するものでありますけども、

その機構改革の中に「人権男女共同参画課」というものの新設が盛り込まれております。確かにこの男女共同参画社会の推進というのは大事なことであります。しかし現在、ご存じのように中間市は行政改革のさなかにあります。さらに、これから団塊の世代の職員の方々の大量退職が見込まれます。そこにおいては市民サービスが大きく後退することが予測されます。そのようなときに、今ほかの大事なことがあるにもかかわらず、こういった課を新設し職員をそこに張りつけ、その職務に縛りつけるというのは、これは市民の行政サービスを大きく損なうものだと私は思います。もっとうこういった時期でありますから市民サービス向上のために、この男女共同参画の運動も必要でありますけれども、これに縛られるのではなく、もっと広範囲に職員が市民のために働けるような機構改革にさせていただきたいと思うわけでありまして。

さらにもう1点としましては、この人権男女共同参画課どのような活動をしていくかということをお考えですと、今、男女共同参画プランというものができ上がっております。そして来年4月までには春までには男女共同参画行動計画というのが練り上げられる予定であります。この男女共同参画プランを見るにつきまして、これを本当に担当職員やまた市長がこれを全面的に受け入れているのか、容認しているのか、これに基づいてこの課を立ち上げ活動していこうとするならば、これは大問題であります。その問題の1点を挙げてみます。

この男女共同参画プラン第3章第3節、母性の保護と女性の健康づくりという項目の中にリプロダクティブ・ヘルス／ライツという片仮名表記があるわけでありまして、これは聞きなれない言葉であります。私が平成15年6月議会でもこの警鐘を訴えておりました。この危険性を。やはりこのようなところで出てきたわけでありまして。あのときはこのリプロダクティブ・ヘルス／ライツ、何のことだろうと思った職員、議員の方皆さんいらっしやるとお思います。

○議長（井上 太一君）

佐々木議員、あなたの意見を述べる場所じゃないんです。

○議員（3番 佐々木晴一君）

これは討論でありますから大丈夫だと思います。

○議長（井上 太一君）

反対討論ならその委員長報告に対する反対、男女共同参画課をつくることに対する反対討論、あなたの意見を聞く場所じゃないんですから。その辺をわきまえて討論を短くびしょとやってください。

○議員（3番 佐々木晴一君）

わかりました。このリプロダクティブ・ヘルス／ライツというのは性の自己決定権という意味があります。つまり自分の、これは要約するとこの中に書いてますけれども、女性がいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由とかいうことを書いてますが、要は、自分

の性器だから自分のちんちんだからどのように使ってもいいだろうという考え方であります。これはおかしいと思うわけであります。政府も、産むか産まないか、つまり墮胎ということですが、墮胎は刑法及び母体保護法で禁止してるといふ政府見解も出ているわけであります。これに対してこれを公然として訴えてる。

さらに、私がこの平成17年3月議会で私が紹介議員として出しましたこの請願書、良識的な男女共同参画の条例制定を求める請願におきまして、これはその3月議会で議員の皆様のご賛同を得まして採択されたわけであります。この内容を見てみますと、性の自己決定権、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する規定は盛り込まないこととしっかりと書いてあるわけであります。そのほかにおいても（「何の関係があるのかそれが」の声あり）関係あります。（「関係ない」の声あり）あります。この採択されたこの請願を無視するというわけですから。これはもう、これを無視しても参画プランをやるというのには議会の冒瀆であります。（「議事進行」の声あり）（「意味がわからない」の声あり）採択されたこの請願案に対して反対を盛り込むんだ、このプランに基づいてこの課を立ち上げて運営していこうとするならば、これは筋が通りません。ですので、そこら辺のところはしっかりと筋を通して、もう一度考え直していただきたいと思うわけであります。それからしっかりと論議をやった上で、それはもう民主主義ですから右だろうが左であろうが傾こうが構いませんけれど、それはしっかりと論議を重ねた上に、こうしてお金をかけ人をかけて組織を動かしてこういう課を立ち上げていただきたいと思うわけであります。勝手にそういう論議もないままこういうものを見切り発車するのは私は賛同できません。

以上で反対討論を終わらせていただきます。以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論は。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

地方自治法第138条の3には、執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄のもとに、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって系統的にこれを構成しなければならない、とこのように明記されております。ところがこの事務分掌条例では、保健福祉部の業務として、11、交通安全思想の普及に関すること、12、防犯思想の普及に関することを挙げており、これらは保健福祉にかかわる業務とは異質のものです。また、職員につけて仕事を回すなど効率的な機構とは言えません。

保健福祉は低所得者対策や児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、また健康の保持増進に関することであり、行政はそれぞれの法にのっとり業務を執行しなければなりません。

また市長は、第4次総合計画を推進するために計画の重点施策を実施していくための機構を強化するとして、重点施策に、子育てがしやすい環境整備、安心・安全のまちづくり

の推進など6項目を挙げているにもかかわらず、青少年の非行防止、暴力追放、暴力団事務所撤去など中間市の重要課題を地域総合福祉会館内の保健福祉部市民協働課の業務にするなど、安全・安心のまちづくりの推進施策を後退させるものです。

以上のことからこの第68号議案に反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第72号議案

日程第9. 第73号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第72号議案から日程第9、第73号議案の市道路線2件を議題とし、建設水道委員長の報告を求めます。

岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第72号議案及び第73号議案の市道路線の2件について、建設水道委員会で行いました審査の概要と、その結果についてご報告申しあげます。

まず、第72号議案の市道路線の認定について説明をいたします。

今回、認定の議決を得るために提案されております市道は、市役所東側の新手交差点から昭和町交差点及び大膳橋交差点を通過し、岩瀬西町と水巻町との行政界までに位置する「新手大膳橋線」、岩瀬西町大膳橋交差点から八幡西区方面水巻町との行政界までに位置する「大膳橋赤池線」の2路線であります。

この2路線は、従来、福岡県が県道「中間水巻線」として管理いたしておりましたが、このたび「(仮称)蓮花寺ぼた山縦貫道路」の新設に伴い、県道を市道に振り替えるものであります。なお、今回認定いたします2路線の総延長は3,147.7メートルです。

最後に、第73号議案市道路線の変更についてご説明いたします。

今回、変更の議決を得るために提案されております市道は、中間小学校北側に位置する「折口乗越線」であります。

この路線は、県道「中間停車場線」が市道に振り替えられることに伴い、地域住民の利便性及び生活関連道路としての利用を図るため、路線の延長を行うものであります。なお、今回変更いたします路線の総延長は444.35メートルから629.05メートルとするものであります。

審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第72号議案から第73号議案までの市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第72号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第74号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第74号議案中間市生涯学習センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。

上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第74号議案中間市生涯学習センターの指定管理者の指定についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

本案は、平成19年4月から生涯学習センターの管理運営を指定管理者に行わせるため「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者を指定するため提案されたものです。

まず、指定管理者の選定につきましては、公募により募集を行った結果、5つの事業者等から申請があり、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第5条に基づく指定管理者選定委員会において、当該事業者等から提出された施設の事業計画及び収支計算書、団体の経営状況並びに当該団体による施設運営計画に係るプレゼンテーションを総合的に審査した意見をもとに、株式会社ドット・コミュニケーションズが指定管理者の候補者として選定されております。

同社が選定された理由としては、利用者アンケートの実施、他の民間カルチャー講座のリサーチの実施等による住民サービスの向上に向けた取り組みや施設経営の収支計画がすぐれていること。また、他市の公の施設の指定管理者の指定を受けているなど、その運営業務の実績が高く評価されたものであります。

したがって、地方自治法第244条の規定により、当該事業者を中間市生涯学習センターの指定管理者として指定し、指定期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものです。

以上が、本案の主な内容でございます。

最後に採決いたしましたところ、賛成多数で可決すべきと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

50兆円の市場につながるとして財界が政府・与党を動かし公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が2003年9月施行されました。小さな政府、官から民への流れの中で導入された指定管理者制度は、住民要求の内容、サービスの実情、事業運営の

課題などの検討は避けたまま、民間への委託化、経費節減のみが目的になっています。公の施設にはそれぞれの目的、役割、専門性があり、それに応じた職員が配置されています。それを無権利の安い労働力に置きかえ、企業の利潤追求の場にしてよいものでしょうか。

地方自治法は公の施設の管理は行政の直営を原則としており、例外として指定管理者制度を適用する場合は、それぞれの公の施設の設置目的がより効果的に達成できる場合に限られています。勤勉な日本国民の努力によって世界有数の豊かな経済力があるにもかかわらず、財政危機に陥っていることについて何が財政危機の原因かについては全く口をつぐみながら、経費節減だけを目的に安上がり行政、貧乏行政の道を突き進み、施設の管理運営を民間事業者に委ねることは、長年にわたって地域住民とともに営々として築き上げてきたものを台なしにしかねないし、本来、自治体が行わなければならない業務を放棄することによって、公の施設を活用して行う市民個人の趣味やスポーツ、健康づくりなどを営利の対象にし、市民負担増をもたらすことにもつながります。

以上の理由により反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これより討論を終結いたします。

これより第74号議案中間市生涯学習センターの指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議員提出議案第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、議員提出議案第6号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 意見書案第13号

日程第13. 意見書案第15号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第12、意見書案第13号から日程第13、意見書案第15号までの意見書案2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案2件についてはいずれも提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付

託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、意見書案第13号進行性化骨筋炎の難病指定を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第14号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第14、意見書案第14号庶民大增税の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

庶民大增税の中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

高齢者は2005年に所得税、今年6月に住民税が増税となり、その通知を見て、「住民税が8倍になった」「なぜこんなに増税なのか、間違いではないか」「暮らしが成り立たない」などの問い合わせや抗議が市町村に殺到しています。これは、2004年から2005年度の税制改悪で政府は、「高齢者だからというだけで優遇する必要はない」といって、65歳以上の高齢者控除の廃止や公的年金等控除の縮小など年金課税を強化したためです。また、今年定率減税半減によって所得税や住民税の増税が実施されました。これらの税制改悪による中間市民の負担増額は1億4,000万円にもなりました。高齢者の負担増は所得税や住民税にとどまらず、国民健康保険税や介護保険料が増税に連動して上がりました。さらに、定率減税の廃止に続き各種控除の縮小・廃止など果てしない庶

民増税を進めようとしています。

政府は、定率減税を廃止する理由として、定率減税は不況対策のための臨時的措置だった、また、定率減税が導入された1999年に比べて景気がよくなっているということを上げています。しかし、定率減税が導入されたときには恒久的措置だと説明していました。しかも同じときに行われた法人税率の引き下げや所得税の最高税率の引き下げについては見直すことをせず、さらなる減税を図ろうとしています。

また、景気がよくなったといっても、国民の生活が豊かになったわけではありません。雇業者報酬や民間給与総額は、定率減税が導入された以降も減り続けています。一方、大企業の経常利益は2001年から4年間で約2倍、史上最高になっています。このように空前の利益を上げている大企業や大資産家への減税はそのまま、暮らしが一向に上向いていない庶民には増税する理由は全くありません。

骨太の方針では、抜本的な歳出・歳入一体改革として、社会保障など暮らしの予算などの歳出削減を図り、それでも収支のバランスがとれないから消費税増税などで歳入を確保するとしています。これらが実施されますと、年収500万円の4人家族では55万円の大増税となります。勤労者の給与が減少しており、増税が実施されたら暮らしも営業も景気もさらに悪くなってしまいます。

自民党と公明党がまとめた来年度の税制大綱では、設備投資費用を利益から差し引く減価償却税制の優遇措置の拡大で、大企業中心に数千億円の減税や、株売却益と配当軽減税率延長を盛り込んでいます。また、大企業への減税は、減価償却税制にとどまらず、法人税の税率引き下げも行おうとしています。庶民はこれまで増税を押しつけられ、来年も定率減税全廃で1兆7,000億円もの増税が決まっています。政府・与党は参議院選挙後に消費税の税率引き上げも計画しております。庶民には増税をしながら、史上最高の利益を上げている大企業への優遇措置は本末転倒しています。社会保障や財政再建の財源は、むだな大型開発や軍事費の見直しなど税金の使い方を変え、大企業や大資産家に応分の負担を求めればつくることができます。

高齢者の増税は所得税で2,400億円、住民税で1,600億円、合わせて4,000億円規模です。毎年2,700億円にも上る米軍への思いやり予算をやめて、高齢者への思いやりに回し、大資産家への減税をやめると確保できます。

よって、以下の事項を政府に求めるものです。

- 1、今実施されている高齢者への増税は直ちに中止、見直すこと。
- 2、定率減税の廃止や所得税、住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。
- 3、消費税の増税はやめること。

以上、ご賛同お願いいたしまして提案説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号庶民大増税の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって、意見書案第14号は原案否決されました。

日程第15. 意見書案第16号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第15、意見書案第16号「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員(13番 掛田るみ子君)

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書案の趣旨説明を行います。

「法テラス」とは、総合法律支援法に基づき、身近に法律サービスが受けられるよう本年10月に設立された日本司法支援センターの愛称であります。全国に事務所が開設され情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務などを取り扱っております。

相談件数の増大が予想されることにかんがみ、法テラスのさらなる充実を図るためにも、次の事項について早急なる実施を求めるものです。スタッフ弁護士の増員、弁護士ゼロワン地域の解消、訪問や出張による相談業務の開始、情報困難者への周知徹底、日曜業務の開始、メールによる相談サービスの提供。

以上、議員の皆様のご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第16号「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第24号議案(平成16年)

○議長(井上 太一君)

次に、日程第16、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において久好勝利君及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって平成18年第5回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 久 好 勝 利

議 員 米 満 一 彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員